

横浜地域調達情報

令和6年2月27日公表 調達番号:横24002号

件名:庁用品の購入【概算総価】(鶴見警察署)

見積書提出期限:令和6年3月7日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	鶴見警察署 2F会計課 (横浜市鶴見区鶴見中央4-33-9) エレベーターあり

特記事項

- 1 詳細は別紙2「仕様書」のとおり
- 2 この契約は、令和6年度予算発行時以降、効力を生ずるものとする。

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	トイレトペーパー	不問	ハードシングル 幅114mm、 65m巻、芯あり、個別包装あり、 100個入	—	48	箱
2	食器用洗剤	不問	詰替用、350ml	—	18	袋
3	衣料用洗剤	不問	洗濯用液体せっけん、 詰め替え用、1L	—	60	袋
4	レモン石鹼	不問	8個入り	—	18	パック
5	ポリごみ袋	不問	半透明45L、0.025mm、 10枚60冊入り	—	24	箱
6	ポリごみ袋	不問	半透明90L、0.05mm、 10枚20冊入り	—	12	箱

仕 様 書

1 件名

庁用品の購入【概算総価】

2 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間

3 品目及び数量

調達情報のとおりとするが、数量は予定であり確定でないため増減の可能性がある。

4 見積金額

- (1) 品目ごとの税抜き単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。
- (2) 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第 4 位まで記載できるものとする。
- (3) 見積書の余白部分に見積金額の 100 分の 110 に相当する金額を記載すること（1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 5 位以下を切り捨て）。

5 契約方法

概算総価見積による単価契約とする。

6 発注及び納品

- (1) 発注については随時ファクシミリにより発注し、発注日の翌日から起算して 14 日以内に納品すること。（発注の目安は月 1 回程度）ただし納入期限の日が土日、休日にあたる場合はその翌日とする。
- (2) 納入品に不適合品があった場合は、直ちに適合な品を再度納品すること。
- (3) 納品の都度、納品書（宛名、納入場所、納品年月日、商号、代表者氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
- (4) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針 2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- (5) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、遅滞日数に応じ、契約締結日の神奈川県財務規則第 33 条第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した額の違約金を徴することになる。

7 代金の請求

1 か月分を取りまとめて翌月に発注者宛に請求書を提出することにより行う。請求金額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

8 特記事項

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等契約条件の詳細は、神奈川県ホームページを参照すること。
- (3) 県への物品の販売をする場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。
- (4) 契約品目が製造中止などの理由で納品できない場合は、同等品を納品することとし、事前に書面をもって申請し、確認及び承認を得ること。